

# 市立中学校に係る部活動の方針

彦根市教育委員会

令和2年（2020年）3月

## 目 次

### 第 1 部 部活動の在り方についての方針

- 1 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

### 第 2 部 部活動の運営

- 1 部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 顧問の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 目標の設定および効果的な活動メニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 休養日・活動時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5 校外活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 6 部費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 7 保護者および地域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 8 部活動指導員や外部指導者の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 9 体罰の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

本方針の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

# 第1部 部活動の在り方についての方針

スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、滋賀県が策定した「部活動の指導について」を参考とし、「学校に係る部活動の方針」（以下、「本方針」という。）を市の方針として策定する。

本方針は、本市の市立中学校における部活動が生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施され、学校の健全な教育活動に寄与する持続可能な部活動となることを目指す。

## 1 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、顧問の指導のもと学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築や、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。

部活動の位置付けについては、学習指導要領において、次のように記述されている。

### 中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）第1章総則 第5の1のウ

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
--

これらを踏まえた上で、部活動の指導を適切に行う必要がある。

## 2 適切な運営のための体制整備

### （1）部活動の方針の策定等

- ア 校長は、学校教育目標を踏まえ、教育委員会の「学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定に当たっては、休養日および活動時間を設定し明記する。
- イ 休養日および活動時間の設定に当たっては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。
- ウ 校長は、活動方針をホームページへの掲載等により公表する。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案した上で顧問を決定する。

ウ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。また、顧問に対し体罰等不祥事防止のための研修やサービスを遵守することに関する、研修を行う。

※上記の研修については、県や市等が実施するものを活用することに置き換えても差し支えない。

エ 校長は、レクリエーション志向で行う活動、季節ごとに異なるスポーツを行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置について考慮する。

オ 校長は、部活動に係る徴収金の管理が適切に行われているかを確認し、部費等が適切に会計処理されるよう指導を行う。

カ 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携に努め、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、環境整備を進める。

キ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・強化練習会等を精査するよう努める。

## 第2部 部活動の運営

部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間性の形成を図るうえで、極めて重要な教育活動であり、生涯にわたってスポーツや文化、科学等との豊かな関わり方を学ぶ活動としても重要である。

学校は、教育目標の具現化を図る視点で部活動の運営と管理を明確にしていくことが大切である。

### 1 部の設置

部活動は、学校経営方針等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものである。部活動を設置するにあたっては、生徒に関する条件、指導者に関する条件や環境に関する条件などを考慮することが大切である。

## 2 顧問の役割（部活動指導員を含む）

部活動は、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、部活動での指導の充実のためには顧問の役割が重要である。

### 顧問の役割

▶ 年間および月間活動等の計画の作成	▶ 広報活動（部活動通信等）
▶ 施設・用具の管理と指導	▶ 部会（ミーティング）の開催・運営
▶ 部予算の確保と管理	▶ 顧問会議への出席
▶ 部員名簿の作成	▶ 部員の事故防止と安全指導・健康管理
▶ 実技指導・技術指導	▶ 保健室や病院との連携
▶ 部活動日誌等の活用と整理	▶ 保護者・地域団体との連携
▶ 大会等への引率	▶ 中体連等との調整
▶ 外部指導者との連携	

## 3 目標の設定および効果的な活動メニュー

生徒一人ひとりのよさが生きる目標達成のための計画づくり、計画を十分に把握した効果的な活動メニューづくりが大切である。

- ア 学校教育目標や活動方針を十分に理解し、生徒の体力・技能、意欲、目的を把握し、生徒とともに部活動の目標を設定すること。目標には、部目標、年間目標、月目標、（大会等までの）短期目標などがある。
- イ 目標や課題を意識し、施設や用具、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活動計画を作成すること。
- ウ 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮し、生徒の家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努めること。
- エ 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。
- オ 効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の活動が障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことが大切である。そのためには、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導に努めること。
- カ 専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

※PDC Aサイクルにより、活動を点検する。

## 4 休養日・活動時間

部活動には、効果的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要である。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

### ア 休養日の設定

週2日（平日の1日と週休日（土曜日・日曜日）のいずれか1日）以上を休養日とする。ただし、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後2週間内に休養日を設定すること。また、長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設定すること。

### イ 活動時間の設定

平日は、概ね2時間以内、週休日等および長期休業中は、概ね3時間以内とする。ただし、大会等やその他特別な事情がある場合は、この限りではない。その際には、当該週および前後の週において調整し、総活動時間が過度にならないよう考慮すること。

朝練習は原則行わない。

## 5 校外活動

顧問は、校外活動においては怪我や事故の防止に努めること。無理のない計画を立て、以下の点に留意し、校長の許可を得た上で実施すること。

ア 期日等は学校の年間行事等を踏まえた上で設定すること。また、事前に活動内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避けること。

イ 健康管理（休養時間の確保）や食中毒防止に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校、保護者、救急病院等への連絡手順・方法を確認すること。

ウ 行き先および活動内容等を保護者に知らせること。

エ 合宿および県外への遠征については、校長に許可を得た上で、活動内容等を教育委員会に提出すること。

オ 帰校時には、校長等に報告すること。

カ 引率は、顧問が行うこと。その際、安全確保に努め、徒歩、自転車、公共交通機関を利用すること。

キ 緊急時等やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させないこと。

ク 生徒を引率する際の交通手段として、マイクロバスを利用する場合については、旅客運送の許可を得ないバス（いわゆる白ナンバーバス）を利用しないこと。

## 6 部費等

生徒会予算以外で物品を購入するためや、合宿や大会等の活動費として徴収する部費等については、「学校徴収金の取り扱いに関するガイドライン」および「彦根市教育委員会におけるコンプライアンスの推進」に沿って、適切な会計処理をすることが必要である。

また、市の補助金については、「彦根市補助金等交付規則」はもとより、「彦根市立中学校運動部文化部活動補助金交付要綱」「彦根市立小中学校体育行事参加旅費補助金交付要綱」「彦根市立小中学校児童生徒各種大会参加旅費補助金要綱」等に沿って、適切な会計処理をすることが必要である。計画的に収支を執行するとともに、保護者の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適正な管理が必要である。

ア 徴収金額を決定するにあたっては、前年度の実績や活動計画等をふまえ、徴収金額を見直す等の工夫を常に行い、シューズ等、個人に必要な費用を含め、保護者に過度な負担をかけないようにすること。

イ 部費等を徴収する場合は、領収書等を発行するなど入金状況が明確になるようにすること。また、徴収した部費等は金融機関に預けて保管すること。通帳ややむを得ず現金を一時的に校内に保管する場合は、金庫に保管すること。

ウ 部費等に係る出納簿を作成し、日ごろから会計の処理内容を明確にするとともに、領収書など関係証拠書類等の整理を行っておくこと。

エ 少なくとも年1回は保護者に対して会計報告を行うこと。その際には事前に管理職の承認を得ること。さらに、会計担当者以外の者が監査を行うこと。

## 7 保護者および地域との連携

保護者との連携は、生徒の健康状態や生活状況を把握し、部活動を円滑に行う上で大切である。

また、地域においても、部活動への理解や協力が必要である。地域からの支援は生徒の励みになり部の活性化につながる。

ア 保護者への活動計画・報告や行事等の連絡を適宜行うこと。

イ 地域への行事等へ参加するなど、地域との連携を図ること。

※連携を図る方法は、部だよりの発行、部参観の実施、保護者会の開催、地域との交流（ボランティアとして地域活動に参加する）等があげられる。

## 8 部活動指導員や外部指導者の活用

円滑に部活動を実施できるよう、必要に応じて部活動指導員や外部指導者に協力を求めることも考えられる。部活動指導員を活用する場合は、「彦根市立中学校部活動指導員配置要綱」を、スポーツエキスパート活用事業を活用する場合は、「スポーツエキスパート活用事業実施要項」を参照し、教育方針や目標、活動内容等への理解が得られる者の協

力を得て行うものとし、その活用に当たっては教職員が共通理解を図っておくこと。

## 9 体罰の防止

体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものである、決して許されない。そのため、以下の点に留意し、体罰の根絶に努めること。

ア 「懲戒」として「体罰」を行うことは、法律で明確に禁止されている。

イ 生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象ではない。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為となる。

ウ 学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されるものではない。体罰等は直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

エ 校長、顧問その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行うこと。

オ 学校関係者のみならず、保護者も同様の認識を持つことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得ること。

## 本方針の見直しについて

◇教育委員会は、学校の取組状況などを踏まえるとともに、国（文部科学省、文化庁、スポーツ庁等）や中央教育審議会、滋賀県教育委員会の動向等を注視しながら、必要に応じて、本方針の内容の見直しを行うこととする。

◇校長は、本方針が見直された際、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。